

# 健康ちはやあかさか21（第4期）（健康増進計画、食育推進計画及び自殺対策計画）策定支援業務に係るプロポーザル実施要領

## 1. 目的

この要領は、健康増進法（平成14年法律第103号）第8条第2項、食育基本法（平成17年法律第63号）第18条第1項、自殺対策基本法（平成18年法律第85号）第13条第2項の規定に基づき、「健康ちはやあかさか21（第4期）（健康増進計画、食育推進計画及び自殺対策計画）」を一体的に策定するにあたり、調査から計画策定までを専門的な知見と全国の事例も含めた幅広く豊富な経験を持つ事業者に一貫して委託することによって、計画内容がより充実し、効率的で円滑な業務遂行を図ることが可能になるため、公募型プロポーザル方式により募集及び選定する方法を定めるものとする。

## 2. 業務内容等

### (1) 業務名

健康ちはやあかさか21（第4期）（健康増進計画、食育推進計画及び自殺対策計画）策定支援業務

### (2) 業務内容

別紙1「健康ちはやあかさか21（第4期）（健康増進計画、食育推進計画及び自殺対策計画）策定支援業務委託基本仕様書」（以下、「基本仕様書」という。）のとおりとする。

### (3) 履行期間

契約締結の翌日から令和8年3月20日（金）まで（2か年度）

### (4) 契約方法

公募型プロポーザル方式による随意契約

### (5) 業務委託料限度額

6,611千円（消費税及び地方消費税を含む。）

なお、各年度の委託料の限度額は以下のとおり

①令和6年度2,739千円

②令和7年度3,872千円

### (6) 支払方法

すべての業務が完了し、完了検査終了後、委託契約額の金額を年度毎に支払う。

## 3. 参加資格

プロポーザルに参加できる者は、参加表明書提出期限の日現在において、次の要件をすべて満たしていること。

- (1) 千早赤阪村の令和5・6年度物品・役務提供等入札参加資格者名簿に登録されていること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しないこと。

- (3) 大阪府及び千早赤阪村において入札参加停止措置を受けていないこと。
- (4) 過去5年間（令和元年度から令和5年度）において、他の地方公共団体と本業務と同様の契約実績があること。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (6) 民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (7) 破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (8) 千早赤阪村暴力団排除条例（平成25年千早赤阪村条例第20号）第2条第1号に規定する暴力団、同条第2号に規定する暴力団員の利益につながる活動を行う者又はこれらと密接な関係を有する者ではないこと。

#### 4. プロポーザル日程

実施内容	実施期日
実施要領の公開	令和6年 7月31日（水）
参加表明書（第1次審査）の提出	令和6年 7月31日（水）から8月21日（水）まで
質問書の提出	令和6年 7月31日（水）から8月 7日（水）まで
質問書の回答	令和6年 8月 9日（金）
参加表明書（第1次審査）の受付通知	令和6年 8月22日（木）午後3時までに通知
第1次審査結果の通知・公表	令和6年 8月28日（水）
企画提案書の提出	令和6年 8月28日（水）から9月11日（水）
企画提案書の受付通知及びプレゼンテーション日時時の通知	令和6年 9月12日（木）午後3時までに通知
プレゼンテーションの実施	令和6年 9月下旬
第2次審査結果の通知・公表	令和6年 9月下旬
契約の締結	令和6年10月上旬

#### 5. 参加表明及び第1次審査

##### (1) 参加表明手続き

「3. 参加資格」を満たしプロポーザルに参加を希望する場合は、(3)の書類を提出すること。なお、参加表明書の提出がない場合は、企画提案書を受け付けない。

##### (2) 第1次審査

参加表明書を提出した者が4者を超える場合は、健康ちはやあかさか21（第4期）策定支援業務委託に係る公募型プロポーザル選定委員会（以下「選定委員会」という。）により、提出書類の

内容に基づく第1次審査を実施する。なお、4者以下の場合には、第1次審査は実施せず、第2次審査において全ての審査を実施する。

(3) 参加表明及び第1次審査の提出書類

提出書類	部数	内容
① 参加表明書	1部	様式第1号
② 会社概要書	1部	様式第2号、パンフレット添付可
③ 業務実施体制調書	8部	様式第3号、提案者名を記載しないこと
④ 業務責任者（主任技術者）業務実績書	8部	様式第4号、提案者名を記載しないこと
⑤ 業務実績一覧	8部	様式第5号、提案者名を記載しないこと 令和元年度から令和5年度までの過去5年間における健康増進計画又は関連計画（保健・医療・福祉に関する計画）の策定業務実績で、元請けとして実施したものを対象とすること。また自己評価が最も高い業務実績の概要（成果品）を提出すること。

(4) 提出方法及び期間

- ① 持参又は郵送により提出すること。
- ② 令和6年7月31日（水）午前9時から令和6年8月21日（水）午後5時30分まで。  
郵送の場合、令和6年8月21日（水）必着までが有効。
- ③ 本村が参加表明及び第1次審査に関する書類を受付したときは、受付番号を付して令和6年8月22日（木）午後3時までに受付確認メールを送付する。受信できない場合は、令和6年8月23日（金）午後3時までに問い合わせ・連絡すること。

(5) 留意事項

- ① 提出後の書類の修正又は変更は認めない。
- ② 提出された書類は返却しない。
- ③ 審査においては提案者名を開示しないため、「5.(3)の③～⑤」の提出書類には提案者名（会社名）を記載しないこと。本村において受付番号を付する。
- ④ 参加表明書を提出後に辞退する場合は、メール件名：「健康ちはやあかさか21（第4期）策定支援業務公募型プロポーザルの辞退について」、会社名、連絡先電話番号、担当者名、メールアドレス、辞退理由を記載（任意様式）して、提出先あてに令和6年9月11日（水）までに提出すること。

## 6. 第1次審査

(1) 審査方法

選定委員会には提案者名を開示せず、別紙2（第1次審査の評価項目及び評価内容）の基準に

基づき業務実績や実施体制について評価する。

なお、評価点は、小数点第2位以下を切り捨て、第1位まで算出する。

(2) 第1次審査結果の通知・公表

令和6年8月28日（水）に第1次審査結果を文書及びメールにて通知する。

## 7. 質問書及び回答

(1) 受付期間

令和6年7月31日（水）から令和6年8月7日（水）午後3時まで

(2) 提出方法

質問書（様式第6号）に記載し、提出先の電子メールアドレスに添付の上、送信すること。

※メール件名：「健康ちはやあかさか21（第4期）策定支援業務公募型プロポーザルの質問について」

(3) 回答日：令和6年8月9日（金）

質問に対する回答は、全ての回答をとりまとめ、村ホームページにて公表する。

## 8. 企画提案

(1) 提出書類

提出書類	部数	内容
①企画提案書	8部	任意様式、提案者名を記載しないこと ・基本仕様書の業務内容等を踏まえて、以下の構成で作成すること。 ・基本仕様書に記載の無い内容で、本業務に有益と思われる提案があれば、記載すること。ただし、費用は業務委託料限度額に含めるものとする。 ア：住民アンケートの実施について イ：健康ちはやあかさか21（第4期）（健康増進計画、食育推進計画及び自殺対策計画）策定支援業務 について ウ：独自提案等のアピールポイントについて
②業務実施体制調書	8部	様式第3号（5.（3）で提出したものと同一）
③業務責任者（主任技術者）業務実績書	8部	様式第4号（5.（3）で提出したものと同一）
④業務実績一覧	8部	様式第5号（5.（3）で提出したものと同一）
⑤業務工程表	8部	任意様式、提案者名を記載しないこと
⑥見積書及び見積書内訳書	1部	任意様式、提案者名を記載、押印すること ・金額は消費税及び地方消費税を除いた合計額を記載すること。

		<ul style="list-style-type: none"> <li>・なお、「2 業務内容等」の「(5) 業務委託料限度額」に示す、限度額を超える金額の場合は失格とする。</li> <li>・算出根拠等を詳細に記載すること。</li> </ul>
--	--	--

(2) 提出部数

①から⑤までを1部として整理（A4判。A3判の折込みも可）し、8部提出すること（正本1部・副本7部）。

⑥は提案者名（会社名）を記載、押印したものを1部提出すること。

(3) 提出方法及び期間

① 持参又は郵送により提出すること。

② 令和6年8月28日（水）午前9時から令和6年9月11日（水）午後5時30分まで。  
郵送の場合、令和6年9月11日（水）必着までが有効。

③ 本村が企画提案に関する書類を受付したときは、令和6年9月12日（木）午後3時までに受付確認メールを送付する。受信できない場合は、令和6年9月13日（金）午後3時までに問い合わせ・連絡すること。

④ ③の受付確認メールとともに、第2次審査の日時・場所の通知を行う。

⑤ 提出期間内に企画提案に関する書類の提出がない場合は、辞退したものとみなす。

(4) 提出書類作成の留意事項

① 提出後の企画提案に関する書類の修正又は変更は認めない。

② 提出された企画提案に関する書類は返却しない。

③ 文字サイズは10ポイント以上とすること。

④ 審査においては、提案者名（会社名）を開示せず実施するため、「8. (1)①～⑤」の提出書類に提案者名（会社名）を記載しないこと。

⑤ 「5. (4)③」で通知した受付番号を提出書類の左上欄に必ず記載すること。

## 9. 第2次審査（プレゼンテーション）

企画提案書の内容等について明瞭化のため、プレゼンテーション及びヒアリングを実施する。提案者が1者のみの場合においても審査を行う。日時等は以下のとおりとする。

(1) 開催日時

日時は、令和6年9月24日（火）から27日（金）の間に実施する（予定）。正式な日時及び場所は「8. (3)④」の受付確認メールにおいて個別に通知する。

(2) 参加人数

プレゼンテーション参加人数は4人までとし、業務責任者（予定者）及び主に担当する者（予定者）は、必ず参加すること。

(3) プレゼンテーションに要する時間

おおむね30分（説明20分、質疑応答10分）程度とする。ただし、提案者数に応じて、プレゼンテーションの時間配分等を調整することがある。

(4) プレゼンテーションに要する機材

プレゼンテーションをプロジェクター、スクリーン等を使用して実施する場合は、企画提案者のパソコンに保存し、持参すること。

本村にてプロジェクター及びスクリーン等の機材を準備する。機材の仕様等については、第2次審査参加者に対して日時・場所等とあわせて通知する。

#### (5) 審査方法

選定委員会には提案者名を開示せず、別紙2（第2次審査の評価項目及び評価内容）の評価基準に基づき、企画提案書の内容、プレゼンテーション及び質疑応答の内容を総合的に勘案し、提案の内容を評価する。

なお、評価点は、小数点第2位以下を切り捨て、第1位まで算出する。

※ 基準点は57点とし、評価結果が基準点に達しない場合は失格とする。

※ 選定項目の一つでも0点と評価された提案者については失格とする。

※ 評価、採点に関する異議は受け付けない。

#### (6) 最優秀提案事業者の選定

審査は、参加資格の確認及び提案内容の審査により実施する。選定委員会は別紙2の算定方法により審査を行い、総合得点の最も高い者を最優秀提案事業者として選定する。

#### (7) 選定結果の公表について

選定における評価結果を、令和6年9月下旬（予定）に村ホームページで公開するとともに、個別に通知する。

## 10. 失格

次のいずれかに該当する場合は、失格とする。

- (1) 「3. 参加資格」の要件を満たさなくなった場合
- (2) 見積金額が「2. (5)業務委託料限度額」を超えた場合
- (3) 提出書類等に虚偽の記載があり、選定委員会が失格と認めた場合
- (4) 選考の公平性を害する行為があり、選定委員会が失格と認めた場合
- (5) 企画提案者が、契約を履行することが困難と認められる状態に至り、選定委員会が失格と認めた場合
- (6) 企画提案にあたり著しく信義に反する行為があり、選定委員会が失格と認めた場合

## 11. 企画提案の経費

企画提案に関する必要経費は、企画提案者の負担とする。また、提案のあった企画提案書等については、審査結果にかかわらず返却しない。

## 12. 契約

### (1) 契約方法

- ① 選定委員会で選定された最優秀提案事業者が、健康ちはやあかさか21（第4期）（健康増

進計画、食育推進計画及び自殺対策計画) 策定支援業務の委託契約候補者とする。

- ② 委託契約候補者と当該業務内容について協議を行う。業務内容については、基本仕様書及び企画提案書等（プレゼンテーションにおける説明内容、質疑等含む。）に基づくものとする。
- ③ 委託契約候補者と契約締結協議の結果、合意に至らなかった場合、又は委託契約候補者の本提案における失格事項、若しくは、不正と認められる行為が判明した場合は、次の順位の者と協議する。

## (2) 契約保証金

千早赤阪村財務規則（昭和39年千早赤阪村規則第2号）第79条の規定により契約金額の100分の10に相当する額以上の契約保証金を契約締結時までに本村へ納付すること。

ただし、同規則第81条各号の規定に該当する場合は、契約保証金の全部又は一部を免除することができる。

## (3) 契約書等

- ① 契約書を要する。
- ② 支払い方法は各年度の業務終了後に一括で支払う。

## 13. その他

- ① 手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- ② 参加表明及び企画提案に関する書類作成及び提出に要する費用は、提出者の負担とする。
- ③ 提出された書類は返却しない。
- ④ 本プロポーザルの手続き及びこれに係る事務処理において必要があるときは、提出された書類の全部又は一部の複製をする場合がある。
- ⑤ 当該業務の全部を第三者に委任し、又は請け負わせることは認めない。また、当該業務の一部を第三者に委任し、又は請け負わせようとするときは、あらかじめ書面により本村の承諾を得なければならない。

## 14. 書類等の提出先及び問い合わせ先

千早赤阪村健康福祉部健康課

〒585-0041 大阪府南河内郡千早赤阪村大字水分195番地の1

(千早赤阪村立保健センター内)

TEL : 0721-72-0069 (直通)

FAX : 0721-70-2021

E-mail : kenko21@vill.chihayaakasaka.lg.jp